

## 相談

### 心配ごと総合相談

人権・行政・心配ごとなど、市民のみなさんの様々な相談に応じます。6月、7月には身体障がい者・知的障がい者の相談も下記のとおり行います。相談は無料で、秘密は厳守されます。

相談日	会場	総合相談	身体障がい者相談	知的障がい者相談
6/4(火)	やすらぎハウス(顔戸21-2)	○	-	-
6/11(火)	ルッチプラザ(長岡1050-1)	○	-	-
6/18(火)	ゆめホール(三吉570)	○	-	-
6/25(火)	愛らんど(春照56)	○	○	-
7/2(火)	やすらぎハウス(顔戸21-2)	○	○	○
7/9(火)	ルッチプラザ(長岡1050-1)	○	○	○
7/16(火)	ゆめホール(三吉570)	○	○	-
7/23(火)	愛らんど(春照56)	○	○	-

時間▶10時から12時まで  
受付時間▶10時から11時まで  
相談時間▶1時間程度

問 市 福祉支援局(山東庁舎)  
☎ 55-8110 FAX 55-8130

### 法律相談

毎月第2木曜日に弁護士が相談に応じます。秘密は厳守されます。事前に予約が必要です。

相談日	会場
6月13日(木)	ルッチプラザ(長岡1050-1)
7月11日(木)	やすらぎハウス(顔戸21-2)

時間▶10時から12時まで  
相談時間▶30分以内  
費用▶1,000円

問 市 福祉支援局(山東庁舎)  
☎ 55-8110 FAX 55-8130

### 男女共同参画「こころの悩み相談室」

家庭や地域、職場などでの悩みやパートナーからの暴力など、暮らしの中の様々な悩みについてご相談ください。相談員が問題解決に向けて一緒に考えます。相談は無料で秘密は厳守されます。男女問わず受け付けます。



相談日	会場
6月13日(木)	和ふれあいセンター(朝妻筑摩34-6)
6月22日(土)	ルッチプラザ(長岡1050-1) <small>平日に相談が困難な方はぜひご利用ください。</small>
6月27日(木)	S・Cプラザ内 男女共同参画センター(一色444)
7月11日(木)	和ふれあいセンター(朝妻筑摩34-6)
7月18日(木)	ルッチプラザ(長岡)
7月25日(木)	S・Cプラザ内 男女共同参画センター(一色444)

時間▶10時から12時まで  
\*前日までの予約、電話または会場での直接相談が原則です。

問 市 人権政策課(米原庁舎)  
☎ 52-6629 FAX 52-4539

### 結婚相談

市では、結婚相談所を毎月第2木曜日と第4土曜日に開設しています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご来場ください。

日付	時間
6月13日(木)	13時30分から16時まで
6月22日(土)	9時30分から12時まで

会場▶米原公民館  
問 市 商工観光課(伊吹庁舎)  
☎ 58-2227 FAX 58-1197

### 訂正のお知らせ

広報まいばら5月15日号8ページ 米原警察情報「自転車盗」の件数に誤りがありました。訂正してお詫びします。  
【誤】9件 【正】10件

### 食育親子料理教室

締切：6月14日(金)

### 「子どもと作る簡単手作りおやつ教室」参加者募集

日時▶6月29日(土)9時30分~12時30分  
会場▶市立東部給食センター(長岡2360)  
定員▶市内の小中学生の親子25組(申込多数の場合は抽選)  
講師▶市立東部給食センター 岸陽子栄養教諭  
内容▶かぼちゃ白玉やおからドーナツなど  
手作りおやつ調理と試食、食育のお話  
申込▶住所、氏名、学年、電話番号を  
電話またはFAXで下記まで



### =6月は「食育月間」です=

食育とは、「食」についての知識や「食」を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践するための取り組みです。この機会に食生活を見直し、栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。

問 市 健康づくり課 ☎ 55-8105 FAX 55-2406

### 6月の時間外窓口のご案内

#### 時間外窓口(19時まで延長)

《実施日と場所》  
◎伊吹庁舎・近江庁舎  
6月6日(木)・20日(木)  
◎山東庁舎・米原庁舎  
6月13日(木)・27日(木)  
《取り扱い業務》  
\*住民票・戸籍に関する証明書の発行  
\*印鑑登録申請・印鑑登録証明書の発行  
\*税に関する証明書の発行  
\*税金の納付  
\*125cc以下のバイクの登録  
\*米原市ナンバー(旧町ナンバー含む)の廃車  
\*臨時運行許可業務

問 市 市民窓口課(米原庁舎)  
☎ 52-6927 FAX 52-4539

### 6月の税等料金・納付のお知らせ

- ▶市県民税 第1期
- ▶国民健康保険税(普通徴収) 第1期
- ▶介護保険料(普通徴収) 第1期
- ▶保育所保育料 6月分
- ▶水道料金 6月分  
(3~4月使用量を1/2したもの)
- ▶下水道使用料 6月分  
山東・伊吹・米原地域  
(3~4月汚水量を1/2したもの)  
近江地域  
(2~3月汚水量を1/2したもの)

~納税は便利な口座振替で~  
口座振替日・納期限 7月1日(月)  
口座名義人等に変更があった場合は改めて手続きが必要です。

~コンビニ納付もできます~  
上記の税等について、納付書の使用期限までならコンビニエンスストアでも納付できます。

問 市 収納対策課(近江庁舎)  
☎ 52-3189 FAX 52-6930

### 今月の表紙 武家奴振り

5月5日のこどもの日に山津照神社で武家奴振りが行われました。陽光がきらめき、緑薫る境内はまるで別世界のよう。顔に独特の化粧を施した奴衆が進む中、時折聞こえる即興の掛け声がユニークでした。(表紙 写真サポーター 松居直和)



**募集** リレーピアノ発表会  
出場者募集(20組限定)

あこがれのスタンウェイをステージで弾いてみませんか。ピアノソロはもちろん、声楽や楽器と一緒にの出場も可能です。



日時▶8月18日(日) 14時開演  
会場▶ルッチプラザホール310  
定員▶20組(申込多数の場合は抽選)  
参加費▶出場者お一人につき1,000円  
申込締切▶6月30日(日) 必着  
申・問 ルッチプラザ  
☎ 55-4550 FAX 55-4556

**催し** 認めあう女と男との  
パートナーフォーラム

前尼崎市長 白井文氏に「私のチャレンジ～女性市長の8年を振り返って～」と題して講演いただき女性の参画について考えます。どなたでも参加できます。

日時▶6月15日(土)  
13時30分～16時(受付13時～)  
会場▶市人権総合センター(S・Cプラザ)  
定員▶150人  
参加費▶無料  
問 人権政策課  
☎ 52-6629 FAX 52-4539  
✉ jinsui@city.maibara.lg.jp

**催し** 第36回  
湖北口腔保健フェスティバル

お口の中をカメラで見るコーナー、歯に良いおやつの紹介など歯の健康について楽しく学べるフェスティバルです。ぜひご家族でご来場ください。

日時▶6月16日(日) 10時～16時  
会場▶長浜文化芸術会館  
申・問 フェスティバル開催担当  
西川歯科医院  
☎ 62-0828



**催し** 第24回  
「川魚クッキング」

地域の特色である川魚を活用して交流と親睦を深め、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指します。

イベントでは、アユの鮎炊きやマスの塩焼きなど、ふるさとの恵みの川魚料理などをふるまいます。ぜひご来場ください。(一部有料)

日時▶6月16日(日) 10時～13時30分  
会場▶和ふれあいセンター  
問 和ふれあいセンター  
☎ 52-2232 FAX 52-8535

**催し** 映画「ユキエ」上映会  
～愛するあなたにスロー・グッバイ～

舞台はアメリカ・ルイジアナ。アルツハイマーという難病により、薄れゆく記憶と懸命にたたかう日本人女性と、彼女を励まし愛し続けるアメリカ人の夫の温かく静かな夫婦愛の物語。倍賞美津子の名演が深い感動を与える名作です。上演後にカフェトークタイムもあります。ぜひご来場ください!

日時▶6月28日(金)  
9時30分～11時30分 自由入場  
会場▶市人権総合センター(S・Cプラザ)  
定員▶約100人  
参加費▶無料(カフェトーク参加者は100円)  
主催▶滋賀県立男女共同参画センター「G-netしが」、市男女共同参画センター

問 市 男女共同参画センター  
☎ 54-2444 FAX 52-3033  
✉ scplaza@zb.ztv.ne.jp

米原市国民健康保険米原診療所  
からのお知らせ

6月12日(水) 臨時休診  
6月13日(木) 中村医師が診察します  
問 米原診療所  
☎ 54-5311 FAX 54-2383

国民年金についてのお知らせ

「年金振込通知書」が  
日本年金機構から送付されます

- 『年金振込通知書』は、年金のお受け取りをされている年金受給者の方に対して、毎年6月に1年分の年金支払額等をまとめてお知らせするものです。
- 『年金支払額』等の金額に変更があった場合には、その都度、当月および次回以降の『年金支払額』等を記載した通知書が日本年金機構から送付されます。

国民年金保険料の  
「追納制度」をご利用ください

国民年金保険料の「免除」・「若年者納付猶予」・「学生納付特例」を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて将来支給される老齢基礎年金額が減額されます。

このため、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める「追納制度」があります。この制度を利用すると、全額納付した場合と同じ年金額を受けることができます。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。



追納制度  
10年以内  
免除期間

\*3年以上前の免除等期間の保険料を追納する場合は、当時の保険料額に、経過期間に応じて決められた加算率を乗じて得た額が加算されます。

問 彦根年金事務所  
☎0749-23-1114



弁護士に気軽に  
相談できます

相談料 1時間  
5,000円(税込)  
多重債務は無料

相談受付  
ダイヤル **0749-68-1530**

弁護士法人 **おうみ法律事務所**  
HP <http://www.ohmi.lawyers-office.jp>  
〒526-0031 長浜市八幡東町225

弁護士 竹内 寛  
弁護士 中村 明宏  
弁護士 小財 憲司  
(滋賀弁護士会所属)

コープしがは創立20周年を迎えました!

滋賀県民のくらしを支え続けられる確かな存在へ

宅配 夕食付ポイント 店舗 CO-OP共済

20th

ありがとう そして ありがとう

生活協同組合コープしが  
総合コールセンター ☎0120-709-502 コープしが